実施方針に関する質問への回答

<u> </u>	シノノ 4	1 1-1	月 9 ~	う賞[<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			
No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	а	項目等	質問	回答
1	2	第1	1	(4)	カ			低減	「本市の温室効果ガスにおけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の57%削減目標に向けて、環境に配慮した施設とする」とありますが、太陽光など自然エネルギーの設置検討をされましたでしょうか。	太陽光発電の設置を検討しています。
2	2	第1	1	(5)	ア				を公表いただけますか(資料02:事業予定地地積測量図では お示しの有効面積範囲が分かりかねるため)。また、敷地図の	前段:有効面積の範囲が分かる資料については、要求水準書 資料14として公表します。 後段:CADデータの配布を希望する場合は、中津市教育委員 会体育・給食課 学校給食係まで連絡ください。
3	3	第1	1	(6)	オ	(ア)			「食材検収・保管業務」が対象範囲と記載がありますが、食材検収の際に受け入れ出来ない食材などによる調理の遅延の可能性など責任が持てない状況になる可能性が考えられます。食材の検収の主体は自治体で事業者は補助との理解でよろしいでしょうか。	食材検収・保管業務は事業者の業務範囲になっていますが、 食材の受け入れの可否については本市で判断するため、受 け入れができない食材による調理の遅延についての事業者 の責任はありません。
4	4	第1	1	(7)	1			維持管理及	「維持管理及び運営業務の対価について、物価変動等を勘案 して改定する」とのことですが、算出根拠となる物価変動の具 体的な指標等がございますでしょうか?	今後公表する事業契約書(案)で提示します。
5	4	第1	1	(7)	ア			入	昨今の建設資材や物価高騰により建設費や人件費が上昇しておりますので、これらの上昇も加味した予定価格の設定をお願いいたします。	ご意見を踏まえて、予定価格を設定します。
6	4	第1	1	(7)	ア			入	割賦金利の基準金利について、日銀の政策金利の引き上げに伴い、今後更に基準金利が上昇する可能性がございますので、金利により事業費が圧迫されないよう提案時の基準金利の基準日は入札公告公表時点のものではなく、予定価格を算定した時点のものとしていただきますようご検討をお願いいたします。	ご意見として賜ります。
7	4	第1	1	(7)	ア.				施設引渡し迄に一時金支払いはないのでしょうか。また、想定金額をご教示ください。	前段:施設の引渡し前までに前払金・中間前払金を支払うこと は想定していません。ただし、今後、前払金・中間前払金を支 払うことによって交付金の額に影響がない場合は、前払金・中 間前払金を支払う場合があります。 後段:今後公表する入札説明書で提示します。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	а	項目等	質問	回答
8	4	第1	1	(7)	ア			設工事等業 務の対価	「本市は、設計及び建設工事等業務の対価のうち、交付金対象経費及び地方債が適用可能な範囲については、事業者に対して施設引渡し後に一時支払い金として支払う。」とありますが、具体的に一時支払に該当する業務費及び、その割合をご教授ください。	今後公表する入札説明書で提示します。
9	4	第1	1	(7)	ア			設工事等業	設計及び建設工事等業務の対価として割賦払いにて支払われる割賦元本の消費税分については、施設引渡し後に一括にて支払われるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	8	第2	1	(1)					昨今の物価高騰を踏まえた、提案条件価格の設定をお願い 致します。	ご意見を踏まえて、予定価格を設定します。
11	8	第2	2	(1)					予定価格は入札公告時に開示されるという理解でよろしいで しょうか。	お見込みのとおりです。
12	8	第2	2	(1)				定スケ ジュール		ご意見を踏まえて、可能な限り、第2回質問・回答の公表から入札書及び提案書等の提出期限までの期間を確保するようにします。
13	8	第2	2	(1)					11月下旬実施方針等に関する質問・回答の公表後に対面対 話の機会を頂けないでしょうか。	個別対話を実施するスケジュールの確保が難しく、原案のと おりとします。
14	8	第2	2	(1)				定スケ	実施方針から提案書の提出までに、対面対話の予定は考えていますか。また、予定があれば早いタイミングでの開催をお願いいたします。	No.13参照。
15	8	第2	2	(1)					認識の共有や提案内容をより良くするため個別対話を設ける 予定はありますでしょうか。	No.13参照。
16	8	第2	2	(1)				定スケ ジュール		募集及び選定スケジュールは原案のとおりとします。なお、入札参加資格審査の結果の通知を受けてから提案書作成や工事費算出を行うのではなく、事業者としても前倒しで提案を検討してください。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	а	項目等	質問	回答
17	10	第2	2	(4)				締結	基本協定書について、独占禁止法違反及び談合等により違約金が課される場合、本事業において独占禁止法違反及び談合等を行った場合に限定していただけますようご検討お願いいたします。本事業に限定されない場合、構成企業、協力企業、特に地元企業にとってリスクが過大となり、本事業への参加が困難となる可能性がございます。	ご意見として賜ります。今後公表する基本協定書(案)で提示 します。
18	10	第2	2	(4)				締結		違約金が発生する事案が生じた場合の事業者の責任については、代表企業・構成企業・協力企業の帰責事由に応じて適切に分担してください。
19	10	第2	2	(4)				締結	基本協定書について、事業契約において基本協定書と同様 の事由による違約金が想定されるケースが一般的かと存じま すので、基本協定書における違約金は、事業契約締結前まで に違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていた だけますでしょうか。	
20	11	第2	3	(1)	ア			の構成等	設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務以外を行 う者は、「ア 共通事項」記載の要件を満たせばよい理解でよろ しいでしょうか。	
21	13	第2	3	(2)	ゥ	(ウ)		行う者	平成26年4月以降に完了した延べ面積3,000 ㎡以上の学校給食施設の施工実績を有していること。 この内容では、県内企業の参画は数社しかできません。また、設計企業が同実績があれば、建設企業は、同実績がなくても設計書に基づき施工できると考えます。数多くのグループが参画できるよう、公共施設の延床実績に変更をお願いします。	ご意見を踏まえ、学校給食施設ではなく、「平成26年4月以降に完了した延べ面積3,000 ㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。」に緩和するように修正します。
22	13	第2	3	(2)	ゥ	(ウ)		行う者	「平成26年4月以降に完了した延べ面積3,000㎡以上の学校給 食施設の施工実績を有していること。」とございますが、完成 が平成25年12月20日で、供用開始が平成26年度からという案 件は、実績として認められますでしょうか。	類の提出をもって、平成25年度に完成し、平成26年4月以降に
23	13	第2	3	(2)	オ	(イ)		務を行う者	「公共施設の維持管理業務の実績」について、管理手法(委託契約、PPP)や施設規模、施設内容等に、制約や条件等はないという理解でよろしいでしょうか?	お見込みのとおりです。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	а	項目等	質問	回答
24	13	第2	3	(2)	オ	(イ)		務を行う者	「平成26年4月以降に完了した公共施設の維持管理業務の実績を有していること。」と記載がありますが、継続して事業を実施している場合は、年度ごとの終了をもって実績としていただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	14	第2	3	(2)	オ	(イ)			「平成26年4月以降に完了した公共施設の維持管理業務の実績…」とありますが、学校給食共同調理場における『年間保守点検業務』等を実績とみなして宜しいでしょうか。	··· ·
26	17	第3	2					リスクと責	貴市契約規則の中で、「契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。」と記載がありますが、事業者の負担が非常に大きいと感じます。同様のPFI案件では「免除」となることが多く、「免除」として頂けないでしょうか。	今後公表する事業契約書(案)で提示します。
27	17	第3	2					リスクと責 任分担	貴市契約規則の中で、「契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない」と記載がありますが、総事業費の1割となりますと事業費に大きく影響し、事業者の負担が非常に大きいと感じます。同様のPFI案件で多く採用されています施設整備期間は「施設整備費の100分の10以上」、維持管理運営期間は「維持管理運営費の1年分の100分の10以上」、もしくは「免除」に変更して頂けないでしょうか。	今後公表する事業契約書(案)で提示します。
28	18	第4	2	(3)					「2献立制、副食3品(果物・添え物を除く)とする」とありますが、副食3品は、(カレー・サラダ・コロッケ+みかん)、(味噌汁・サバ焼・和え+りんご)などの理解でしょうか。また、(揚げ・揚げ、焼・焼、和え・和え)の献立は無いとの理解でしょうか。	前段:1日で調理する副食6品のうち、揚げ調理作業が0~1 品、焼き・蒸し調理作業(スチコン)は1~2品、和え調理作業 (果物の皮むき等を含むもの)は2品と想定しています。果物の うち、洗うだけのみかんや個包装商品を使用する場合は、添 え物と同じように調理する副食6品とは別とします。 後段:焼き物、和え物が重なる可能性はありますが、揚げ調理 が重なることはありません。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	а	項目等	質問	回答
29	20	第4	2						※炊飯室には、調理スペースや電気・上下水道設備等は設置するが、炊飯設備の設置は含まない(設備の設置は、状況をみて別途本市が検討)。 との記載ですが、7100食を2時間喫食を遵守して計画する場合、連続炊飯機が2レーン必要と考えますが、2時間喫食の定義(貴市の考え方)によって1レーンもしくは、2レーンとなり、面積が大きく変わります。また、熱源も電気式、ガス式、蒸気式で設備も大きく変わります。別途発注のため、導入予定の機器を提示してもらわないと、各グループの考え方(整備コスト)に差異がでますし、納入機器と整備した面積・設備に差異が出ます。導入予定機器の提示をお願いします	
30	20	第4	2						ですか。 ② ①がその通りであれば、それまでは、民間委託されている 炊飯会社から学校へ配送されるという理解でよいですか。 ③ ②がその通りであれば、炊飯食缶の調達がありますが、 炊飯設備を本施設に納品する前は、炊飯会社で洗浄・消毒の 管理するという理解でよいですか。	を想定しており、その時期は現段階では未定ですが、炊飯設備を導入する場合は、夏季休暇に導入することを想定しており、それまでの間は、別途市が委託している炊飯会社から学校へ配送します。 米飯用の食缶は、本施設で炊飯を実施するときから使用する
31	20	第4	2	(8)	ア			施設機能	「汚染作業区域、食器・食缶等コンテナ回収用風除室」との記載ですが、回収口はドックシェルターで密閉されることから風除室の有無は提案に委ねて頂けますでしょうか。	事業者の提案として構いません。
32	20	第4	2	(8)	ア			施設機能	「非汚染作業区域、野菜上処理室」との記載がありますが、作業が煩雑にならないよう広く使いたいと考えており、上処理コーナーとしての使用も可として頂けますでしょうか。	構いません。
33	22	第6	2	(2)				に帰すべき 事由により 事業の継続	損害賠償の詳細は別途契約時に協議することになると思いますが、現段階では、どの範囲まで損害賠償の支払いを想定していますか。 例えば、契約解除により事業者に生じる手数料違約金、逸失利益、その他、相当の因果関係が認められるもの	今後公表する事業契約書(案)で提示します。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	а	項目等	質問	回答
34	25	資料1						表(第三者	第三者賠償リスクについて、事業者が適切に業務を実施していたにも関わらず、事業者側で対応するべき業務の範囲を超えた事象により第三者への賠償が発生した場合、(例えば、事業者で修繕するべき範囲を超えた施設の劣化を起因とした第三者への賠償等)については、事業者は責任を免れるという理解でよろしいでしょうか。	
35	25	資料1						表(不可抗	不可抗力について、一定の金額までは事業者負担とした場合、不可抗力を事由とする建物や機械の修繕費用(設備入替等)は所有者である貴市が全額負担し、事業者の費用負担の範囲は維持管理業務に係る費用に限定していただくようご検討をお願いいたします。	ご意見として賜ります。今後公表する事業契約書(案)で提示 します。
36	27	資料1						表(物価変	昨今の最低賃金の上昇額が高く、改定指標に収まらないケースが多くなっております。指標に大分県の最低賃金の指標を 設けて頂けないでしょうか。	ご意見として賜ります。
37	27	資料1						表(物価変	維持管理・運営期間中の物価変動は±3.0%を超える場合改定との事ですが、建設期間中同様±1.5%に変更頂けないでしょうか。他PFI給食センター案件は維持管理・運営期間中も1.5%のケースが多いです。	
38	27	資料1						表(物価変	「維持管理・運営期間中の急激な物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減」について、「※2:事業契約書で規定する指数に基づき、±3.0%以内の物価変動は事業者の負担、±3.0%を超える場合の物価変動は本市の負担とすることを予定している。」と記載いただいておりますが、事業者も昨今の物価変動について見通しがとれない状況ですので、建設期間中と同様±1.5%を基準としていただけないでしょうか。	No.37参照。
39								表(物価変	±3.0%以内は次年度の契約金額の変更なし、3%以上からは次年度の契約金額に上乗せするという認識で問題ありませんか。またその場合用いる指数は、前年度比なのか、契約締結時の指数と比べたもののどちらを想定していますか。	No.37参照。
40								リスク分担 表	※5には、「租税に係る法令変更等による事業中断は事業者が負担する」と記載あるが、これは中止が事業者の申し出によるものである場合に限定されるという認識で問題ありませんか。	お見込みのとおりです。